

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十七年金融庁告示第八十三号）

改正後	現行
<p>（フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定関係法人） 第三条 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十九年十二月三十一日までとする。 一～十一 （略） （削る）</p>	<p>（フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定関係法人） 第三条 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十九年十二月三十一日までとする。 一～十一 （略） 十二 商号 又は 名称 <u>Fitch Southern Africa (Pty) Limited</u> <u>23 Impala Road, Chislehurst,</u> <u>Johannesburg, Sandton, South Africa</u> 主たる事務所の所在地</p>
<p>十二～十三 （略）</p>	<p>十三～十四 （略）</p>